

宇和島市青少年市民協働センター事業実施要綱

(目的)

第1条 「ふるさと宇和島」を未来につなげるために、中央公民館が行う社会教育事業の一環として、人材育成や地域づくりに関わる個人・団体・企業等と行政が協働して、「持続可能な地域社会の創り手」の育成をすることを目的に、宇和島市青少年市民協働センター事業（以下「センター事業」という。）を実施する。

(事業実施場所)

第2条 センター事業は、宇和島市立公民館設置条例（平成17年条例第91号）第2条に規定する宇和島市立中央公民館を拠点として実施する。

(事業内容)

第3条 センター事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 人材育成に関すること。
- (2) 人づくり・地域づくりに関わる活動の支援に関すること。
- (3) 青少年と地域をつなぐ活動に関すること。
- (4) 講座、講演会等の実施に関すること。
- (5) 地区公民館及び関係機関との連携及び協力に関すること。
- (6) 施設及び設備の提供に関すること。
- (7) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(利用時間等)

第4条 センター事業は、次に掲げる日を除き、午前9時から午後7時まで実施する。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、これを変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（ただし、月曜日が祝日の場合は、その翌日を振替日とする。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用者の範囲)

第5条 センター事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人
- (2) 宇和島市NPO登録制度で登録している団体
- (3) 市内で公益活動を行い、又は行おうとする個人又は団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、センター事業を利用する個人又は団体（以下

「利用者」という)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を制限し、又は中止させることができる。

- (1) 前条に該当しないとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とした活動に利用したとき又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 施設又は設備を損壊し、若しくは滅失したとき又は損壊し、若しくは滅失するおそれがあるとき。
- (5) 政治的又は宗教的な活動に利用したとき又は利用するおそれがあるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がセンター事業の目的に反するまたは運営上支障があると認めたとき。

(備品の使用)

第7条 印刷機、パソコン等の中央公民館所管備品(以下「備品」という。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、宇和島市立中央公民館備品使用申込書(様式第1号)により教育委員会に申し込まなければならない。

- 2 使用者は、備品を使用した場合は、別表に掲げるところにより、使用実費を負担しなければならない。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用者は、備品を破損し、又は汚損した場合は、自らの責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。
- 4 教育委員会は、備品の補修等が困難な状態まで破損し、又は汚損している場合は、使用者に対し実費弁償させることができる。
- 5 使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市はその責めを負わない。

(登録)

第8条 団体が次に掲げる設備を利用する場合は、登録をしなければならない。

- (1) 多目的室1、多目的室2及び視聴覚室を利用するとき。
 - (2) 閲覧コーナーにおける掲示、配架等をするとき。
 - (3) 本市のホームページ等による団体紹介を希望するとき。
 - (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。
- 2 前項の登録は、宇和島市青少年市民協働センター事業団体登録申請書(様式第2号。以下「登録申請書」という。)に関係書類を添えて教育委員会に提出する。

(登録の承認)

第9条 教育委員会は、登録申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、登録を承認し、書面により通知するものとする。

(登録の変更・抹消)

第10条 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、登録申請書の内容に変更が生じたとき又は解散その他の理由により登録を抹消するときは、登録団体の代表者は、宇和島市青少年市民協働センター事業登録変更・抹消届(様式第3号。以下「変更・削除届」という。)により、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

(登録情報の提供)

第11条 教育委員会は、登録申請書及び変更・抹消届の内容に基づき、登録団体の情報を市民等に対し、提供することができる。

(登録の抹消)

第12条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を抹消することができる。

- (1) 登録団体が解散したとき。
- (2) 登録団体としての第6条に該当しないことが判明したとき。
- (3) この要綱の定めに違反したとき。
- (4) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

(運営委員会)

第13条 センター事業の円滑な運営を図るため、宇和島市青少年市民協働センター事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会は、目的達成のための諸問題等について協議する。
- 3 委員会の委員は、委員10人以内で構成とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱、又は任命する。
 - (1) 社会教育関係者、民間団体、学識経験者及び行政関係者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を防げない。
- 5 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第14条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求

め、意見を聴くことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、センター事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

| 機器 | 方法 | 金額 |
|-----------------|--------------|-------------------|
| コピー機 (用紙代含む) | 白黒及び2色 | 10円/枚(片面) |
| | カラー | 50円/枚(片面) |
| 印刷機 (用紙は持込) | 100枚までの印刷 | 1製版につき 5.0円 /枚 |
| | 500枚までの印刷 | 1製版につき 1.5円 /枚 |
| | 1,000枚までの印刷 | 1製版につき 1.0円 /枚 |
| | 1,000枚超えての印刷 | 1製版につき 0.7円 /枚 |

様式第 2 号

宇和島市青少年市民協働センター事業団体登録申請書

年 月 日

宇和島市教育委員会教育委員会 様

宇和島市青少年市民協働センター事業実施要綱第 8 条の規定により、次のとおり団体登録を申請します。

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|-------|
| | | 公開の可否 |
| ふりがな | | 公開 |
| 団体の名称 | | |
| ふりがな | | 可 ・ 否 |
| 代表者氏名 | | |
| 団体の所在地 ※ 事務所がない場合は、事務連絡先を御記入ください。 | 所在地 | 可 ・ 否 |
| | 事務担当者 | 可 ・ 否 |
| | T E L | 可 ・ 否 |
| | F A X | 可 ・ 否 |
| | E - m a i l | 可 ・ 否 |
| ホームページの有無 | 有 ・ 無 | |
| 活動拠点施設名 | | 可 ・ 否 |
| 主な活動エリア | 市内全域・旧宇和島・吉田・津島・三間 その他 () | 可 ・ 否 |
| 宇和島市 NPO 登録制度への登録有無 | 有 ・ 無 | |
| 市ホームページへの掲載希望 | 希望する ・ 希望しない | |

※ 該当するものに○を付けてください。

※ 宇和島市 NPO 登録制度へ登録出来ない市外の NPO 団体又はボランティア団体については、裏面の内容も御記入ください。

《宇和島市 NPO 登録制度へ登録出来ない団体は、下記の御記入もお願いいたします》

| | | |
|--|-------|-----|
| 設立年月日 | 年 月 日 | 可・否 |
| 会員数 | 名 | 可・否 |
| 【活動分野】 ※該当する番号全てに○を付けてください。 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2. 社会教育の推進を図る活動 3. まちづくりの推進を図る活動 4. 観光の振興を図る活動 5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 7. 環境の保全を図る活動 8. 災害救援活動 9. 地域安全活動 10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 11. 国際協力の活動 12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 13. 子どもの健全育成を図る活動 14. 情報化社会の発展を図る活動 15. 科学技術の振興を図る活動 16. 経済活動の活性化を図る活動 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 18. 消費者の保護を図る活動 19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営若しくは活動に関する連絡、助言又は援助の活動 20. その他 () | | 公開 |
| 【活動内容】 ※団体の活動についてご記入ください。 | | 公開 |
| 【活動事例】 ※直近の活動実績及び今後の活動予定等ご記入ください。 | | 公開 |
| 【団体 PR】 ※団体紹介、今後取り組みたい活動等ご記入ください。 | | 公開 |

《添付書類》

- ・役員名簿
- ・その他教育委員会が必要と認める書類

様式第 3 号

宇和島市青少年市民協働センター事業登録変更・抹消届

年 月 日

宇和島市教育委員会教育委員会 様

団 体 名

代表者氏名

宇和島市青少年市民協働センター事業実施要綱第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 変更 (変更日： 年 月 日)
以下のとおり変更します。

| | 変更前 | 変更後 |
|-------------------|-----|-----|
| ふりがな | | |
| 団体の名称 | | |
| ふりがな | | |
| 代表者氏名 | | |
| 所在地 | | |
| 連絡先 (TEL、FAX等) | | |
| その他 | | |

- 抹消 (解散日： 年 月 日)